

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町1番地の4

氏 名 浜田化学株式会社

代表取締役 岡野 嘉市

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者である
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許 可 の 年 月 日

令和 7年 1月31日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和12年 1月30日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、処分するために処理したもの以上20種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 1月31日（当 初 許 可）

平成22年 1月31日（更 新 許 可）

平成27年 5月28日（更 新 許 可）

令和 2年 2月12日（更 新 許 可）

（ 裏 面 に 続 く ）

(裏 面)

令和 6年12月17日 (変 更 許 可)

令和 7年 1月31日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無